

三郷町分別収集計画

(第 5 期)

平成 1 9 年 6 月・改定

三郷町分別収集計画
(第5期)

目 次

1. 目的	1
2. 基本方針	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に 関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3～4
(表7-1)	4
(表7-2)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	6～7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法	7～14
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (表10-1)	14～15
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	15～16
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	16～17

1. 目的

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本町には、最終処分場がなく、大阪湾広域臨海環境整備センターにて焼却灰の埋立処分を行い、不燃物系については、御所市の民間事業所にて埋立処分を行っているが、廃棄物の処理を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

平成7年12月に容器包装リサイクル法が施行され、平成12年の通常国会では循環型社会形成推進基本法が制定され、平成13年4月には家電リサイクル法が施行されるとともに廃棄物処理法の改正、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法の制定等が行われ既存の容器包装リサイクル法や、家電リサイクル法と併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進する制度的基盤が整備され、昨年の平成18年6月15日には容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたところである。

ごみゼロ型の地域社会を実現し、資源循環型への暮らしへと転換するには廃棄物の排出を抑制しその上で一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、事業者、消費者、地方公共団体の適切な役割分担のもとに、容器包装廃棄物に関するリサイクルへの取組は極めて重要である。

本町では「循環型社会」の必要性を十分認識するとともに、将来を見通した一般廃棄物の適正処理を念頭に置き、平成9年4月からペットボトル類の分別収集を実施し、再資源化への推進に努め、平成10年7月に「三郷町廃棄物減量等推進審議会」を発足させ、廃棄物減量化への取り組みをより強固に押し進め、平成11年6月よりはアルミ缶、白色トレイの分別収集を行い、平成13年4月からはガラスビン類の分別収集にも取組み再資源化に努めている。

2. 基本方針

長期基本構想・総合基本計画に謳う「共に いきいき やさしさとぬくもり広がるまち三郷」を将来に渡り町民に提供するため、従来の廃棄物処理システムを転換し、新たな資源循環型社会の実現を目指して、以下に示す基本方針のもとに本計画を策定する。

- (1) 町民、事業者、行政が一体となった廃棄物排出抑制
- (2) 町民、事業者、行政が一体となったりサイクル型の分別収集体系の整備
- (3) 資源化が可能な容器包装廃棄物については、資源化に向けて積極的に分別収集体制を組む。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

スチール缶容器包装	平成 3年4月実施
飲料用紙製容器包装	平成 5年4月実施
紙製容器包装（段ボール、その他の紙製容器包装）	平成 5年4月実施
プラスチック製容器包装（ペットボトル、飲料及びしょうゆ）	平成 9年4月実施
アルミニウム製容器包装（アルミ缶）	平成11年6月実施
プラスチック製容器包装（白色トレイ）	平成11年6月実施
ガラス製容器（透明、茶、その他）	平成13年4月実施

※ 主務大臣が定める、ペットボトルに充てんされる商品（「みりん風調味料」「食酢」「調味酢」「しょうゆ加工品」「ドレッシングタイプ調味料」等のペットボトル）については、25年度以降の計画としているが、実施体制が整い次第実施することとする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

◎容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t／年)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物排出量見込	t 1,164	t 1,156	t 1,144	t 1,149	t 1,156

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。尚、分別収集の実施にあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携をはかる。

- (1) 平成10年7月発足の「三郷町廃棄物減量等推進審議会」により、一般廃棄物の減量、リサイクルの推進、分別収集等を円滑に進めるため町民と行政のパイプ役としての審議会とより強力に連携をすすめていく。
- (2) 町民に対する分別収集や排出抑制の啓発を町が毎月発行する「広報さんごう」や毎年4月に配布している「わが家のごみカレンダー」の冊子等を通じて、マイバッグ（買い物袋）普及啓発にもつとめている。
- (3) 学校教育での啓発として小学校4年生では授業の一環としてごみ問題を取り上げており、「三郷町のごみは今」といったタイトルの副読本を作成し、早くから利用、活用しており、合わせて清掃センター見学時にはごみ問題についてのビデオ放映等を行い意識の高揚に努めている。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

平成5年4月より資源の有効利用を図り、環境美化やごみの減量化についての住民意識の向上のため、自治会、子供会、婦人会、老人会等の各種団体を対象に新聞、雑誌、段ボール、古布、アルミ缶等の資源ごみの回収に対し「再生資源集団回収奨励金制度」を導入し、ごみの減量化リサイクル化を進めている。

分別収集する容器包装廃棄物の区分、種類及び分別の種類並びに実施時期は表7-1、表7-2に示すとおりである。

表7-1 容器包装廃棄物の区分、種類及び分別の種類

分別収集する容器包装廃棄物の種類		容器包装廃棄物の種類	分別の種類 (町民が分け種類)
主として鋼製の容器包装		スチール缶	缶
主としてアルミニウム製の容器包装		アルミ缶	
主として ガラス製の 容器	茶色のガラス製容器	ガラス製	ビン類
	無色透明の "		
	その他の "		
主としてプラスチック製の容器包装		飲料及びしょうゆ充てん用容器	ペットボトル
		その他プラスチック製容器	白色トレイ
主として 紙製の 容器包装	飲料用紙製容器	紙パック	紙パック
	段ボール容器	段ボール	段ボール
	その他の容器	その他の容器包装	その他の容器包装

表 7-2 区分ごとの実施時期

分別収集する容器包装 廃棄物の区分		容器包装廃棄物 の種類	実施時期
主として鋼製の容器包装		スチール缶	平成 3 年 4 月 1 日 より実施
主としてアルミニウム製 容器包装		アルミ缶	平成 1 1 年 6 月 1 日 より実施
主として ガラス製 の容器 包装	茶色のガラス製容器	茶色ガラス	平成 1 3 年 4 月 1 日 より実施
	無色透明の //	無色透明ガラス	
	その他の //	その他ガラス	
主として 容器包装		飲料及しょうゆ 充てん用容器 (ペットボトル)	平成 9 年 4 月 1 日 より実施
		主務大臣が定めるもの(みりん風 調味料・食酢・しょうゆ加工品な ど) (ペットボトル)	平成 2 5 年度以降
		プラスチック製 容器包装 (白色トレイ)	平成 1 1 年 6 月 1 日 より実施
主として 紙製の 容器包装	飲料用紙製容器	紙パック	平成 5 年度より実施
	段ボール容器	段ボール	平成 5 年度より実施
	その他容器	その他の容器 包装	平成 5 年度より実施

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
主としてスチール製の容器	92t	92t	91t	91t	92t					
主としてアルミ製の容器	10t	10t	10t	10t	10t					
無色のガラス製容器	31t		31t		30t		30t		31t	
	引渡	独自処理								
茶色のガラス製容器	21t									
	引渡	独自処理								
その他の色のガラス製容器	30t									
	引渡	独自処理								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	4t	4t	4t	4t	4t					
主として段ボール製の容器	45t	45t	45t	45t	45t					
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	783t		776t		769t		772t		776t	
	引渡	独自処理								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	18t		18t		17t		18t		18t	
	引渡	独自処理								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2t									
	引渡	独自処理								
(うち白色トレイ)	2t									
	引渡	独自処理								

※ 独自処理するものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に基づき、民間事業所等に委託を行っている。尚、委託先の管轄市町村に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9項の規定により通知している。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

人口変動

大阪都心までJR大和路線で約20分という便利な位置にあり、昭和40年代からは大阪都心の住宅地として人口増加を続け、年間200人の転入時期もありましたが平成2年（1990年）頃から人口増加傾向も落ち着き平成12年（2000年）の23,551人をピークとして年々減少傾向となり、平成16年では22,972人とピーク時に比べ約580人もの減少を見せている。

その後も急激な増減はなく平成18年では23,093人となり現在に至っている。

尚、平成18年5月に、平成19年～平成28年の10ヶ年を見据えた、「三郷町長期基本構想（第4次）」が作成され、この中で町の人口を「平成22年＝22,600人」と想定しており、この人口数値を基本として人口変動数とした。

人口推移表

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
23,551人	23,490人	23,215人	23,107人	22,972人	23,036人	23,093人
19年						
23,198人						

※ 平成12年度ピーク時23,551人に対し、13年度～16年度の4年間で年間平均145人の減少となり、逆に増加しだした17年度～19年度の3年間で年間平均80人の増加となっている。

基本計画における平成22年度＝22,600人から逆算すると

$$19年 \cdot 23,198人 - 22年 \cdot 22,600人 = 減598人 \div 3ヶ年 = 減199.3人 \\ \approx 200人年間減$$

この試算から、平成20年度～平成22年度までは年間200人の「減」としている。

但し、22年度の「減」のピーク時に対し、23年度からは増加傾向と見ているので、上記の増加平均人数80人を参考値として年間100人の「増」と見て見込人口を算定している。

見込人口

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
23,000人 (対前年比) 99.15%	22,800人 (対前年比) 99.13%	22,600人 (対前年比) 99.12%	22,700人 (対前年比) 100.44%	22,800人 (対前年比) 100.44%

再生資源集団回収

回収量

年度	回収量 t	増減量 t	実質人口 人	人口割量 kg/1人年	備 考
12	728		23,551	30.91	平均人口割 234.16÷7 =33.45 増加3ヶ年平均 108.52÷3 =36.17 kg/1人年
13	757	29	23,490	32.22	
14	740	-17	23,215	31.87	
15	708	-32	23,107	30.64	
16	793	85	22,972	34.52	
17	830	37	23,036	36.03	
18	877	47	23,093	37.97	

見込量

年 度	見込人口 人	1人平均年間収集 見込量 kg/1人・年	総収集見込量 kg
20	23,000	× 36.17	832,000
21	22,800	× 36.17	825,000
22	22,600	× 36.17	818,000
23	22,700	× 36.17	821,000
24	22,800	× 36.17	825,000

集団回収内訳

年度	回収量	種 別	量 t	割合率 %	備 考
12	728	紙パック	4	0.5	
		段ボール	40	5.4	
		その他の紙類	684	93.9	
13	757	紙パック	4	0.5	
		段ボール	41	5.4	
		その他の紙類	712	94.0	
14	740	紙パック	3	0.4	
		段ボール	44	5.9	
		その他の紙類	693	93.6	

15	708	紙パック	3	0.4
		段ボール	36	5.0
		その他の紙類	669	94.4
16	793	紙パック	4	0.5
		段ボール	41	5.1
		その他の紙類	748	94.3
17	830	紙パック	4	0.4
		段ボール	45	5.4
		その他の紙類	781	94.0
18	877	紙パック	4	0.4
		段ボール	50	5.7
		その他の紙類	823	93.8

※ 割合率平均値

○紙パック

$$0.5 + 0.5 + 0.4 + 0.4 + 0.5 + 0.4 + 0.4 = 3.1$$

$$3.1 \div 7 = \underline{0.4\%}$$

○段ボール

$$5.7 + 5.4 + 5.1 + 5.0 + 5.9 + 5.4 + 5.4 = 37.9$$

$$37.9 \div 7 = \underline{5.4}$$

○その他の紙類

$$93.8 + 94.0 + 94.3 + 94.4 + 93.6 + 93.9 + 94.0$$

$$= 658 \div 7 = \underline{94\%}$$

集団回収種別見込量

年度	回収見込量	回収種別	割合率 %	種別量 t	種別見込量 t
20	832	紙パック	0.4	3.32	4
		段ボール	5.4	44.92	45
		その他の紙類	94.0	782.08	783
21	825	紙パック	0.4	3.30	4
		段ボール	5.4	44.55	45
		その他の紙類	94.0	775.50	776
22	818	紙パック	0.4	3.27	4
		段ボール	5.4	44.17	45
		その他の紙類	94.0	768.92	769
23	821	紙パック	0.4	3.28	4
		段ボール	5.4	44.33	45
		その他の紙類	94.0	771.74	772
		紙パック	0.4	3.30	4

24	825	段ボール	5.4	44.55	45
		その他の紙類	94.0	775.50	776

一般廃棄物資源ごみ回収量

アルミ缶収集量

年度	収集量 t	増減量 t	実質人口 人	人口割量 kg/1人年	備考
12	12		23,551	0.50	人口割平均 3.01 ÷ 7 = 0.43 kg/1人年
13	17	5	23,490	0.72	
14	10	-7	23,215	0.43	
15	6	-4	23,107	0.25	
16	10	4	22,972	0.43	
17	7	-3	23,036	0.30	
18	9	2	23,093	0.38	

見込量

年度	見込人口 人	1人平均年間収集見込量 kg/1人年	総収集見込量 kg
20	23,000	× 0.43	9,890
21	22,800	× 0.43	9,804
22	22,600	× 0.43	9,718
23	22,700	× 0.43	9,761
24	22,800	× 0.43	9,804

ペットボトル収集量

年度	収集量 t	増減量 t	実質人口 人	人口割量 kg/1人年	備考
12	16		23,551	0.67	人口割平均 5.40 ÷ 7 = 0.77 kg/1人年
13	15	-1	23,490	0.63	
14	17	2	23,215	0.73	
15	22	5	23,107	0.95	
16	23	1	22,972	1.00	
17	13	-10	23,036	0.56	
18	20	7	23,093	0.86	

見込量

年度	見込人口 人	1人平均年間収集見込量 kg/1人年	総収集見込量 kg
20	23,000	× 0.77	17,710
21	22,800	× 0.77	17,556
22	22,600	× 0.77	17,402
23	22,700	× 0.77	17,479

24	22,800	× 0.77	17,556
----	--------	--------	--------

白色トレー収集量

年度	収集量 t	増減量 t	実質人口 人	人口割量 kg/1人年	備考
12	1.6		23,551	0.06	人口割平均 0.50 ÷ 7 = 0.07 kg/1人年
13	3.0	1.4	23,490	0.12	
14	1.7	-1.3	23,215	0.07	
15	1.9	0.2	23,107	0.08	
16	1.6	-0.3	22,972	0.06	
17	1.3	-0.3	23,036	0.05	
18	1.6	0.3	23,093	0.06	

見込量

年度	見込人口 人	1人平均年間収集見込量 kg/1人年	総収集見込量 kg
20	23,000	× 0.07	1,610
21	22,800	× 0.07	1,596
22	22,600	× 0.07	1,582
23	22,700	× 0.07	1,589
24	22,800	× 0.07	1,596

ガラスビン類収集量

年度	収集量 t		増減量 t	実質人口・人	人口割り kg/1人年	備考	
13	74	無色のガラスビン類	22	23,490	3.15	人口割平均 21.49 ÷ 6 = 3.58 kg/1人年	
		茶色のガラスビン類	19				
		その他ガラスビン類	33				
14	81	無色のガラスビン類	24	23,215	3.48		
		茶色のガラスビン類	20				7
		その他ガラスビン類	37				4
15	82	無色のガラスビン類	23	23,107	3.54		
		茶色のガラスビン類	20			1	
		その他ガラスビン類	39			2	
16	87	無色のガラスビン類	35	22,972	3.78		
		茶色のガラスビン類	23			5	
		その他ガラスビン類	29			-10	
17	89	無色のガラスビン類	43	23,036	3.86		
		茶色のガラスビン類	24			2	
		その他ガラスビン類	22			-7	
18	85	無色のガラスビン類	41	23,093	3.68		
		茶色のガラスビン類	23			-4	
		その他ガラスビン類	21			-1	

※ 振分率

	無色のガラスビン	29.72%	≒30%
13年度	茶色のガラスビン	25.67%	≒25%
	その他のガラスビン	44.59%	≒45%

	無色のガラスビン	29.62%	≒30%
14年度	茶色のガラスビン	24.69%	≒25%
	その他のガラスビン	45.67%	≒45%

	無色のガラスビン	28.04%	≒28%
15年度	茶色のガラスビン	24.39%	≒24%
	その他のガラスビン	47.56%	≒48%

	無色のガラスビン	40.22%	≒40%
16年度	茶色のガラスビン	26.43%	≒27%
	その他のガラスビン	33.33%	≒33%

	無色のガラスビン	48.31%	≒48%
17年度	茶色のガラスビン	26.96%	≒27%
	その他のガラスビン	24.71%	≒25%

	無色のガラスビン	48.23%	≒48%
18年度	茶色のガラスビン	27.05%	≒27%
	その他のガラスビン	24.70%	≒25%

無色のガラスビン類

$$30 + 30 + 28 + 40 + 48 + 48 = 224 \div 6 = 37.33 \underline{\underline{\approx 37\%}}$$

茶色のガラスビン類

$$25 + 25 + 24 + 27 + 27 + 27 = 155 \div 6 = 25.83 \underline{\underline{\approx 26\%}}$$

その他のガラスビン類

$$45 + 45 + 48 + 33 + 25 + 25 = 221 \div 6 = 36.83 \underline{\underline{\approx 37\%}}$$

尚、見込量については総排出量に対して上記の各種ガラスビン類の割合率を基に見込計算としている。

見込量

年 度	見込人口 人	1人平均年間 収集見込量 kg/1人・年	ガラス製容器 包装		総収集見込量 k g
			種類別	t	
20	23,000	× 3.58	無色のカラスビン類	31	82,000
			茶色のカラスビン類	21	
			その他のカラスビン類	30	
21	22,800	× 3.58	無色のカラスビン類	31	82,000
			茶色のカラスビン類	21	
			その他のカラスビン類	30	
22	22,600	× 3.58	無色のカラスビン類	30	81,000
			茶色のカラスビン類	21	
			その他のカラスビン類	30	
23	22,700	× 3.58	無色のカラスビン類	30	81,000
			茶色のカラスビン類	21	
			その他のカラスビン類	30	
24	22,800	× 3.58	無色のカラスビン類	31	82,000
			茶色のカラスビン類	21	
			その他のカラスビン類	30	

スチール缶

年 度	収 集 量 t	増 減 量 t	実 質 人 口 人	人 口 割 量 kg/1人・年	備 考
13	122		23,490	5.19	年間1人当 平均排出量 24.05 ÷ 6 = 4.01 kg/1人・年
14	101	-21	23,215	4.35	
15	87	-14	23,107	3.76	
16	93	6	22,972	4.04	
17	73	-20	23,036	3.16	
18	82	9	23,093	3.55	

スチール缶回収見込量

年 度	見 込 人 口 人	1人平均年間収集見込量 kg/1人・年	総収集見込量
20	23,000	× 4.01	92,230 ÷ 92 t
21	22,800		91,428 ÷ 92 t
22	22,600		90,626 ÷ 91 t
23	22,700		91,027 ÷ 91 t
24	22,800		91,428 ÷ 92 t

容器包装廃棄物回収見込量

年度	再生資源集 団回収見込	一般廃棄物資源ごみ回収見込量 t				スチール缶 回収見込量	総回収 見込量 t
		ガラスびん類	ペットボトル	アルミ缶	白紙トレ		
20	832 t	82	18	10	2	92 t	1,036
21	825 t	82	18	10	2	92 t	1,029
22	818 t	81	17	10	2	91 t	1,019
23	821 t	81	18	10	2	91 t	1,023
24	825 t	82	18	10	2	92 t	1,029

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

町直営の分別収集については、現行の収集体制を持って行う。

尚、紙パック、新聞、古布、週刊誌、段ボール等についての資源物については、町内の自治会、婦人会、子供会、老人会等で、集団回収されており加えて16年度からは、アルミ缶等も集団回収の種類に加えられ、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集するものの実施主体は表10-1のとおりである。

表10-1 分別収集するものの実施主体

種 類	分別の種類 (町民が分ける種類)	回収運搬	選別保管
スチール缶 アルミ缶	缶	町による 定期回収 ----- 集団回収	町ストック ヤード ----- 民間
茶色ガラス	びん(茶色)	町による 定期回収	民間
無色透明ガラス	無色透明のびん		
その他のガラス	その他のびん		
飲料及び しょうゆ 充てん用容器	PETボトル	町による 定期回収	町・専用 ストック
その他			

プラスチック製 容器包装	白色トレイ	各種団体による 集団回収	ヤード
紙パック	紙パック		民間
段ボール	段ボール		
その他容器包装	その他の紙		

※ スチール缶については、アルミ缶と混合袋にて資源ごみとして排出されているがアルミ缶磁力選別機にてアルミ缶とスチール缶とを分別し、スチール缶を破碎機用プレス機にて圧縮減容し、資源ごみとしている。

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

(1) 資源化設備 (清掃センター内に設置)

ペットボトル減容器 (8 t / 5 h)

アルミ缶圧縮減用機 (1、2 t / 6 h)

(磁力選別機有り)

破碎機用缶プレス (スチール缶・3、6 t / 6 h)

(2) ストックヤード

数	2		
規模	有効敷地面積 10,631㎡		建家 200㎡
内容	PETボトル	びん類(3色)	
稼働日	平成9年4月	平成13年4月	
規模	有効敷地面積 10,631㎡		建家 2,114㎡

内 容	アルミ缶	白色トレイ	
稼働日	平成11年6月	平成11年6月	

(3) 収集ステーション

- 数 900ヶ所（約10世帯に1ヶ所）
 場 所 公園入口、空き地、道路沿い等
 内 容 資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、のステーションを
 兼ねている。

(4) 資源回収車、作業車、広報車等

- a. PETボトル、アルミ缶、白色トレイ専用ダンプ車
 2t車 1台
 b. びん、スチール缶回収プレス車（可燃、不燃ごみ等収集運搬を兼ねる。）
 3t車 3台・2t車 1台
 c. 広報車
 普通自動車 1台
 d. その他資源回収車（不燃ごみ等収集運搬を兼ねる。）
 2tダンプ車 1台
 850kgダンプ車 2台

(5) 今後の施設の整備

分別の種類に応じて施設、設備等の整備が必要である。又、25年度以降町直営収集の計画としている紙製容器包装等についても、飲料用紙製容器、段ボール容器、その他の紙製容器などの3種類別の保管施設等の整備が必要となる。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

平成5年4月に資源の有効利用を図り、自治会、子供会、婦人会、老人会等の各種団体を通じて、新聞、雑誌、段ボール等、資源ごみとして回収し、平成16年からはアルミ缶等も集団回収資源ごみとして回収し、回収量に対する助成金を各種団体に交付し、リサイクルの意識を高めている。

平成7年6月「容器包装リサイクル法」が制定され、又、平成13年4月には「家電リサイクル法」が施行され、消費者、市町村、事業者の役割分担を位置づけ、リサイクル（再資源化）の促進やごみの減量化を図ることを指示されました。

ごみの問題は、大きな社会問題ともなり、報道を通じて国民の環境意識も日々高くなってきております。

三郷町では、このような状況を考慮し資源物の分別収集を平成9年4月にペットボトルの収集リサイクルを開始し平成11年6月から白色トレイ、アルミ缶を収集しリサイクルを行い、平成13年4月よりは、びんの容器包装分別収集を行い、「家電リサイクル法」の施行に伴う冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、冷凍庫の5家電のリサイクル指定商品の町引き取りを行い事業所指定の集積場所に搬送している。

又、各種団体に助成金を交付し、資源物のリサイクルへの意識高揚を図っている、紙製容器包装等の集団回収についても25年度以降、町直接収集を計画しているが、実施時には過去の実績協力状況等も踏まえて各種団体と連携を密に取りつつ施行すべきである。尚、平成18年12月1日公布「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の改正」により主務大臣の定めたる、みりん風調味料・食酢・調味酢・しょうゆ加工品・ドレッシングタイプ調味料等のペットボトルの分別収集等については、住民への啓発手段、方法等が確立されていないため早急に検討し、25年以降の予定としているが啓発体制等が整い次第実施することとする。